**声明**

**菅首相による違憲・違法の学術会議会員任命拒否に厳重抗議し、**

**直ちに決定の撤回を要求します**

菅首相は、日本学術会議の新会員について、学術会議から推薦された105人のうち6人の任命を首相として初めて拒否しながら、その理由の説明すら拒否しています。これは憲法が保障する学問・思想の自由をふみにじり、学術会議の存在そのものを脅かす暴挙であり、許すことはできません。

学術会議は学術研究に関する政策や予算、国民生活との関連、国際交流の推進などについて政府に提言や勧告を行う機関とし機能しており、このような日本の学問研究にかかわる最も重要な機関にまで無法な人事介入を繰り返すことを許すならば、憲法が保障する学問・思想の自由は根底から覆され、それはすべての市民の言論・表現の自由を破壊することに連動していくことになります。また、政権の意に沿った研究者だけで日本学術会議が構成されることになれば、政策提言などが偏ったものになり、学問研究の成果は政権と大企業の利益のためだけに利用されることになりかねません。それは日本の学術研究の発展の基盤を崩壊させることになり、国民生活にも大きな影響を及ぼしかねません。

学術会議は「独立し…職務を行う」とされ、1983年の法改悪によって、それまでの会員の公選制が任命制に変えられた際にも、当時の国会審議の政府答弁も「形だけの推薦制であって、学会の方から推薦いただいたものは拒否はしない」としています。したがって学術会議の言動が政府の方針と異なる場合もあるのは当然で、これまでも「原子力３原則」（1954年）、軍事研究への参加要求（50年、67年、2017年）などに関する貴重な提言を行ってきました。今回、任命を拒否された6人は、法学、歴史学、政治学、宗教学等の研究者であり、そのなかには学問的良心にもとづき集団的自衛権行使容認の安保法制（戦争法）や、共謀罪・特定秘密保護法に反対する立場をとったり、辺野古埋め立てに関して行政不服審査法に基づく防衛省の審査請求を批判した方もおられますが、これらの方々の任命を拒否することは政府・政権の方針に反対する者を公職から排除する行為そのものです。

今回の任命拒否は、安倍政権下の官房長官として、従来の法解釈や慣行を覆し、憲法改悪をめざす政治をささえてきた菅内閣がその姿勢をそのまま続け、９条の改悪、さらには敵基地攻撃能力の保有まで視野に入れた画策をすすめるなかでおこなわれたものです。これは、戦前の天皇機関説をとる美濃部達吉氏への弾圧事件が侵略戦争への道を切りひらいたことを想起させるものです。

今回の任命拒否が単に学界の問題であるだけでなく、日本国民全体の問題であり、絶対に許してはなりません。この重大な憲法違反の行為に反対する声を様々な場所から大きくあげることをすべての国民の皆さんに訴えるとともに、「適法」と言いつづける菅首相がその根拠を明らかにできない以上、日本学術会議会員への任命拒否を直ちに撤回することを強く要求します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2020年10月3日

憲法会議（憲法改悪阻止各界連絡会議）

〒101-0051　東京都千代田区神田神保町2-10　神保町マンション202

℡03-3261-9007　Fax03-3261-5453　メールアドレス：mail@kenpoukaigi.gr.jp